

【資料1】名古屋市国民保護計画素案の修正(案)

国民保護協議会委員の指摘に基づく修正

| 頁 | 章 | 節 | 項 | 修正後 | 修正前 |
|----|---|---|---|--|---|
| 8 | 1 | 4 | | <p>6 関係機関相互の連携の確保</p> <p>市は、武力攻撃事態等において、市国民保護計画に定める措置を的確かつ迅速に実施できるよう、平素から、国、県、他の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関との相互の連携体制を整備するよう努める。</p> | |
| 95 | 3 | 5 | 5 | <p>(2)避難手段</p> <p>②避難中継場所からのバスによる避難住民の運送は、高齢者、障害者等、自力避難が困難な者を優先して行う。</p> <p>③ただし、鉄道駅等及び要避難地域外までの距離が遠い地区については、避難中継場所を複数設置し、自力避難が可能な者も含め、鉄道駅等まで避難住民をバスにより運送する。</p> | <p>(2)避難手段</p> <p>②避難中継場所からのバスによる避難住民の運送は、高齢者、障害者等、自力避難が困難な者を優先して行う。ただし、鉄道駅等までの距離が遠い地区については、避難中継場所を複数設置し、自力避難が可能な者も含め、鉄道駅等まで避難住民をバスにより運送する。</p> |
| | | | | <p>削除</p> | <p>(4)避難中継場所</p> <p>自力避難が可能な者のための避難中継場所は、原則として、鉄道駅等及び要避難地域外から一定の距離内には設置しない。</p> |
| 96 | 3 | 5 | 5 | <p>(5)市職員等の配置</p> <p>①①住民に対して……、学区単位に、市職員及び消防団員で構成する伝達班を配置する。</p> <p>②②自力避難が困難な者を、鉄道駅等、避難中継場所等まで運送するため、区単位に、市バスによる巡回班を配置する。巡回班は、……運送に努める。</p> <p>③③避難住民の誘導のため、鉄道駅等に市職員を、避難中継場所に市職員及び消防団員を配置するとともに、避難経路に、一定の間隔で、市職員又は消防団員を配置する。</p> | <p>(5)市職員等の配置</p> <p>①避難住民の誘導のため、鉄道駅等に市職員を、避難中継場所に市職員及び消防団員を配置するとともに、避難経路に、一定の間隔で、市職員又は消防団員を配置する。</p> <p>②住民に対して……、学区単位に、市職員及び消防団員で構成する伝達班を配置する。</p> <p>③自力避難が困難な者を、鉄道駅等、避難中継場所等まで運送するため、区単位に、市バスによる巡回班を配置する。巡回班は、……運送に努める。</p> |

| 頁 | 章 | 節 | 項 | 修正後 | 修正前 |
|-----|---|---|----|--|--|
| 108 | 3 | 6 | 1 | <p>(3) 救援の程度及び方法の基準</p> <p>② 救援の程度及び方法の基準に定められている基準では、必要な救援が実施できないと認めるとき、市長は、救援の種類別に必要な事項を整理したうえ、県知事を通じて、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出る。</p> | <p>(3) 救援の程度及び方法の基準</p> <p>② 救援の程度及び方法の基準に定められている基準では、必要な救援が実施できないと認めるとき、市長は、救援の種類別に必要な事項を整理したうえ、県知事を通じて、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出る。</p> |
| 111 | 3 | 6 | 4 | <p>(3) 特定物資の保管</p> <p>市長は、救援の実施にあたり、以下の①から③に掲げる事項のいずれかに該当するため、特定物資の確保に緊急の必要があると認める場合、確保しなくてはならない特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対して、取り扱う特定物資の保管を命ずる。<u>その際、特定物資の状況に応じて、(1)に記載する物資の売渡しの要請を行う。</u></p> | <p>(3) 特定物資の保管</p> <p>市長は、救援の実施にあたり、以下の①から③に掲げる事項のいずれかに該当するため、特定物資の確保に緊急の必要があると認める場合、確保しなくてはならない特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対して、取り扱う特定物資の保管を命ずる。</p> |
| 123 | 3 | 6 | 11 | <p>(1) 医療の提供</p> <p>⑥ 医療救護班の配置</p> <p>市は、鉄道駅等、避難中継場所、避難受入中継場所、長期避難住宅を除く受入避難施設に医療救護班を配置して医療を提供する。</p> | <p>(1) 医療の提供</p> <p>⑥ 医療救護班の配置</p> <p>市は、鉄道駅等、避難中継場所、避難受入中継場所、長期避難住宅を除く受入避難施設に医療救護班を配置して医療を提供する。</p> |
| 130 | 3 | 6 | 15 | <p>(1) 対象者</p> <p>① <u>遺族が武力攻撃災害の被災者であり、必要な手続等を行えないとして、その遺族から火葬の要請があった場合。</u></p> | <p>(1) 対象者</p> <p>① <u>遺族が武力攻撃災害の被災者であり、自力で火葬できないとして、その遺族から火葬の要請があった場合。</u></p> |
| 134 | 3 | 6 | 18 | <p>(6) 県知事への応援の求め</p> <p>(3) で把握した児童及び生徒のうち、<u>聾学校や盲学校等</u>、市において就学できる学校がない者について、市長は、県知事に対し、本節第2項(2)の定めに基づき、<u>その者の就学及びその者への学用品の給与について</u>、応援を求め<u>るとともに、市は、県に対し、その者の就学について応援を求め</u>る。</p> | <p>(6) 県知事への応援の求め</p> <p>(3) で把握した児童及び生徒のうち、市において就学できる学校がない者について、市長は、県知事に対し、本節第2項(2)の定めに基づき、その者の就学及びその者への学用品の給与について、応援を求め</p> |